

令和8年度 南魚沼市立八海中学校いじめ防止基本方針

南魚沼市立八海中学校

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行、以下「法」という。）第13条の規定及び、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県条例第59号以下「条例」という。）及び、南魚沼市いじめ防止基本方針（令和7年2月（改訂））に基づき、「南魚沼市立八海中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）」（平成30年4月1日制定）を策定する。

（追加事項）

・ 令和2年12月25日「新潟県いじめ等の対策に関する条例」。新潟県内の全ての子供達が、楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となって社会全体でいじめを防止することを目的に作られた。

・ 令和7年2月（改訂）「南魚沼市いじめ防止基本方針」（改訂）。新潟県いじめ等の対策に関する条例。

重視しているのは「本人の被害感」「ひやかし・いじり」のつもりでも相手が嫌な気持ちになれば「いじめ」と認識。傷つける意図がなくても相手が嫌な気持ちになれば学校は「いじめの可能性はある」として対応する。（市教委は保護者等に通知する）

いじめ防止対策推進法では、次のように示しています。

- ・ 学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子供からの
- ・ 暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ・ 行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ・ インターネット上で行われたものも含む

「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。

新たに「いじめ類似行為」を加えたこと（第2条2項）

類似行為とは・・・SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめ及びいじめの類似行為の定義

「いじめ」とは、条第2条で「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめには多くの態様があるため、表面的・形式的でなくいじめか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じている物」と限定的に解釈することがないように務める。

「いじめ類似行為」とは、条第2条で「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等が該当行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とする。（SNSでの悪口等）

② いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒等の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり生徒等の尊厳を損なう、決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないように迅速かつ適切に対処することが重要である。

また、生徒等には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての生徒等に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて、いじめを受けた生徒等の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。

③ いじめの禁止

生徒等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止のための取組

生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるように社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。

イ 全ての生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒等の「居場所づくり」を進めるとともに、生徒等同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。

ウ 生徒等がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、生徒等がいじめに向かわないようにストレスに適切に対処できる力を育むこと。

エ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

(3) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、生徒等や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努めることが重要である。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、生徒等からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒等が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた生徒等及びいじめを知らせてきた生徒等の安全を確保することや、いじめたとされる生徒等に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

2 いじめ防止のための基本的な施策

(1) 基本的な取組

ア いじめの未然防止のための取組

- ① 学校としての取組の重点に「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- ② 教育活動全体を通して、生徒等の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に「道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ③ 生徒等が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む活動の充実を図る。

イ いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒等に対する定期的な調査を次のとおり実施。(法第 16 条)

- ・ 生徒の状況を把握するために、毎日朝学活時（心の健康観察）と毎月第 3 週火曜日（トークアンケート・火曜日が休日等の場合はその前後）に、生活アンケートを実施する。
- ・ 教育相談を通じた調査を年 3 回（5 月、10 月、1 月）実施する。
- ・ 生徒・保護者対象のいじめアンケート調査を年 2 回（7 月、12 月）学校評価と併せて実施する。

② いじめ相談体制

- ・ 生徒等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや心の教室相談員、市教育相談担当指導主事、SSW、子ども・若者育成支援センター等との連携を図る。

③ 教職員の資質向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

ア 名称

法第 22 条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立八海中学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

イ 委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、（生徒指導部員）、心の教室相談員、スクールカウンセラー、必要に応じて自校の教職員や外部関係者とする。

ウ 委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があったときは、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある生徒等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

エ 委員会の取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・ いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。

- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は、週1回の生徒指導部会と併せて開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ア いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- イ 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ウ いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒等を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- エ いじめを受けた生徒等の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- オ いじめを行った生徒等に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むように指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすように助言する。
- カ いじめを見ていたあるいは認知していた生徒等に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- キ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ク その他の生徒等に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する生徒等とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- ケ いじめに関係する生徒等及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- コ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察等と連携して対処する。(※警察に通報すべき事案を通報しない場合は、今後は法令違反を問われることになる。)

(4) いじめの解消要件

いじめ被害者に対する心理的または物理的行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（概ね3ヶ月を目安）継続しているとともに、本人と保護者の面談により、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められている状態になって、いじめの解消とする。いじめが解消に至るまで、被害児童生徒への支援を継続していく。

3 重大事態への対応

(1) **重大事態の定義**

- ア いじめにより、在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより、在籍する生徒等が一定の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ その他
市教育委員会が重大と認めるとき。
保護者等が重大事案だと言う旨を訴えてきた場合も、慎重に調査を行わなくてはならない。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ア 学校が調査主体となった場合

- ① 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた生徒等及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

イ 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応
南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

ア 生徒等や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で校長は、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。

平成30年4月1日制定
令和8年4月1日一部改訂